

令和8年度

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る

労働者派遣業務

一般競争入札
入札説明書

令和8年3月
福島県会津農林事務所

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県会津農林事務所

2 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

(2) 業務の仕様、派遣人数等

「福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

令和8年4月1日日本委託契約の日から令和9年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。

(5) 本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を5(1)に掲げる場所に郵送（メール便その他これに類する方法を含む。以下同じ。）又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に必要費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しな

いものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績書（様式2）

(2) 前項の書類は、令和8年3月16日（月）（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）までに提出すること

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合がある。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、令和8年3月17日（火）以降、入札者に対して通知する。

5 入札説明書等の交付

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 965-8501

住 所 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県会津農林事務所 総務部総務課（福島県会津若松合同庁舎本館2階）

電話番号 0242-29-5367

ファクス 0242-29-5342

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

公告の日から令和8年3月18日（水）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚程度が入る大きさで、270円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して、5（1）に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県会津農林事務所ホームページ「総務部」－「入札公告」からダウンロードして入手することができる。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札者は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、以下の方法により提出しなければならない。

(2) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札単価とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人

の署名を含む。以下同じ。)をすること。押印を省略する場合は余白に本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先(電話番号)を記載すること。

ウ 委託業務名を記載すること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

(3) 入札参加者は、代理人をして入札・見積させる時は、入札・見積に関する一切の権限を委任した旨を明示している委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、7で指定する日時及び場所に、一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)の写し及び入札書を持参するものとする。

7 入札の日時及び場所

日 時 令和8年3月24日(火)午後1時30分

場 所 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県会津若松合同庁舎 本館1階会議室

8 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額(単価契約にあつては、当該入札に係る予定数量を乗じて得た額)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券)を提出するものとする。入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を7に掲げる日時までに、5(1)に掲げる場所まで提出すること。

ただし、財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)等の提出期限日までに入札保証金納付免除申請書(様式7)により申請することとする。

入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

9 入札方法及び開札等

(1) 開札は、7で指定する日時及び場所に入札参加者応札後に即時行う。

(2) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札を行う場合がある。

(3) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。

10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (2) 3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (3) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (4) 記名又は押印を欠く入札（押印を省略する場合は、本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先（電話番号）を欠く入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 入札時刻に遅れた入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他福島県において特に指定した事項に違反した入札

1.2 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

1.3 契約保証金

落札者は、契約金額（単価契約にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じた額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。なお、契約保証金の減免については落札者に別途通知する。

契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1.4 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、発注者及び受注者が電子署名を行い、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、発注者及び受注者が電子署名を行ったときに確定する。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.5 契約条項

契約書（案）による。

1.6 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

仕様書に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5（1）に示す場所にファクスにより提出することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式6）によりファクスで質問者に回答するとともに、上記5（1）に示す場所及び福島県会津農林事務所総務部ホームページで閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和8年3月11日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午後5時15分までとし、回答期限は令和8年3月13日（金）までとする。

1.7 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布
- (5) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

様式1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県会津農林事務所長

住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
FAX番号
(作成担当者 職・氏名)

令和8年3月6日付けで公告がありました「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札参加資格について確認を受けたので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件にすべて該当するものであること、また、下記2の添付書類の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。
- (5) 本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

2 添付書類

- (1) 会社概要（任意様式）
- (2) 業務実績書（様式2）

注 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式2

業務実績書

労働者派遣事業の 許可番号		
業 務 名		
発 注 機 関		
契 約 金 額		
契 約 期 間		
業 務 の 内 容 (概 要)		

(注) 入札保証金納付免除申請書に添付する場合は、過去2年間における契約案件2件について記載してください。

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

様式3 ※提出不要です

一般競争入札参加資格確認通知書

番 号
令和 年 月 日

_____様

福島県会津農林事務所長 印

先に申請のありました「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る入札参加資格については、下記のとおり確認しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公 告 日	令和8年3月6日	
業 務 名	令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

2 入札参加資格ありとされた方に対する条件

入札説明書及び仕様書に基づき入札してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式4

入 札 書

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る
労働者派遣業務 一式

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 職・氏名 印
(代理人氏名、押印)

※押印を省略する場合のみ、以下について記載する。

本件責任者
氏 名
所属部署名
連絡先 (電話番号)
本件事務担当者
氏 名
所属部署名
連絡先 (電話番号)

福島県会津農林事務所長

- 注) 1 金額の頭に、¥を付すこと。
2 再度入札の場合には、入札書の前に「再」と記入すること。
3 派遣労働者1人1時間当たりの契約希望単価を記入すること。
4 契約希望単価の110分の100に相当する金額を記入すること。

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県会津農林事務所長

質問者 住所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電話番号 ()
FAX ()

公 告 日	令和8年3月6日	
業 務 名	令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務	
冊子名及び該当ページ	質問項目	質問の趣旨・内容

- 注 1 質問書はファクスにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること
2 記載欄が不足する場合は、この様式を複写して記載すること
3 冊子名及び回答ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。
4 回答内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県会津農林事務所総務部ホームページに掲載される。

様式6

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県会津農林事務所長
(公 印 省 略)

公 告 日	令和8年3月6日	
業 務 名	令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務	
質 問 項 目	質 問 内 容	回 答

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県会津農林事務所長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」の一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）。
- 2 入札参加者が、過去2年間に官公署と種類及び規模を同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する業務実績書（様式2）及び（注）に示した証明書類。

なお、福島県が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写しを添付することができる。

（注） 提出書類により1又は2に○印を付してください。

注 納入実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- （1） 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
- （2） 福島県以外が発注した契約の場合
 - ア 発注機関の証明を受けた実績証明願（様式8）
 - イ アを添付できない場合は、内容等を証明できる書類

実績証明願

令和 年 月 日

様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記業務の実績を証明願います。

記

発注機関	
業 務 名	
契約期間	
契約金額	
委託内容	

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

(別記 1)

○福島県財務規則（昭和三十九年三月二十五日 福島県規則第十七号）抜粋

(入札保証金の減免)

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

(昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・平四規則二一・平一九規則三四・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二三規則二四・平二四規則二九・平二八規則三〇・令四規則二〇・一部改正)

(別記2)

○福島県財務規則（昭和三十九年三月二十五日 福島県規則第十七号）抜粋

(契約保証金の減免)

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「百万円未満」とあるのは、「三百万円未満」と読み替えるものとする。

(昭四一規則二〇・昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・昭四六規則九・昭四八規則二八・昭五一規則二一・昭和六〇規則一九・昭六二規則二四・平八規則二二・平一三規則五三・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二二規則二八・平二三規則二四・平二五規則二五・平二六規則二四・平二七規則四五・令四規則二〇・一部改正)